

令和6年度「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」
教員研修会業務委託仕様書

1 目的

「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」は、地域ネットワーク推進委員の配置、地域人材や若手人材のICT教材化及び生徒の発表の場を開催・支援することをおして、地域課題探究活動を深め、生徒が地域の魅力への気づき、地域における有用感を感じることで、地域定住・環流の契機とすることを目的としている。

地域課題探究活動においては、各学校が育てたい生徒像に基づき、教員が一丸となって生徒に伴走することが必要となる。各学校では探究活動を統括する校内組織の整備などが進んでいるものの、活動に対する教員間の温度差等により生徒に対する働きかけが効果的に行われていないケースが見られる。

こうした状況下においては、一体的に指導に当たるという校内文化の醸成と探究活動に対する教員の伴走力向上が求められている。管理職を含めた複数名の教員に対して地域課題探究活動先進校の事例をもとにした研修を行うことで、学校が一体となって生徒に対して質の高い働きかけを行うことができるようにする。

2 業務の概要

本事業は、地域課題探究活動に一体的に指導に当たる校内文化を構築する校内体制と教員の伴走力を強化するために、先進的な取組を行っている福島県立ふたば未来学園高等学校の視察と各校の課題分析、カリキュラム改善策の検討、研修内容の振り返り等を行う。

3 事業対象

福島県立高等学校の中から5校程度とし、管理職を含めた3名程度で研修に参加する。

4 委託期間及び委託対象

- (1) 事業を委託する期間は、契約日から令和7年2月21日（金）までとする。
- (2) 事業を委託する対象は、県内に本社、支社又は営業所等があり、福島県立ふたば未来学園高等学校と連携、協力体制をとることができる民間企業、民間団体とする。

5 委託業務の内容

- (1) 研修参加校の募集・決定、開催調整及び通知

受託者は、「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」教員研修会について、県内の全ての県立高等学校（休校中の学校を除く）に通知し、開催施設運営者及び県等と調整の上、5校程度の研修校を決定し、対象校に通知する。対象校は管理職を含めた3名程度で研修に参加する。

(2) 研修形式、研修会場の設定

受託者は、参集型もしくはオンライン型のいずれか、もしくはその両方から最も適切な形式を選び、実施する。参集する場合は、会場に係る調整を行い、決定する。

(3) 研修の実施

受託者は、地域課題探究活動に一体的に指導に当たる校内文化を構築する校内体制の在り方と教員の伴走力を高めることに寄与する研修を3回行う。その中には、地域課題探究活動について先進的に取り組んでいる福島県立ふたば未来学園高等学校の視察や各校の課題分析、カリキュラム改善策の検討、研修内容の振り返りを含むこととする。

(4) 研修資料等の作成

受託者は、「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」教員研修会の実施にあたり、必要な資料等を準備する。

(5) 記録の作成及び報告

受託者は、研修の開催結果をまとめた記録を電子媒体等で作成し、県に報告する。

6 委託料対象となる経費

委託料の対象となる経費は、下記のとおりとする。

「ふくしまを創る若者のプラットフォーム構築事業」教員研修会開催に係る経費

- (1) 研修プログラムの企画・設計・周知に係る経費
- (2) 研修資料（振り返りのための資料も含む）に係る経費
- (3) 研修当日の運営に係る経費
- (4) 事前準備に係るスタッフ旅費及び日当
- (5) 研修当日のスタッフ旅費及び日当
- (6) 研修の講師に対する旅費及び謝金
- (7) 会場費
- (8) 研修等で使用する備品購入に係る経費
- (9) 諸経費
- (10) 消費税

7 提出書類

受託者は、次の各号に掲げる書類を委託者の指定する日までに提出しなければならない。なお、その他必要な書類については、委託者と受託者との協議により決定する。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）（委託契約後速やかに提出すること。）
- (2) 委託業務完了届（別記第2号様式）（業務完了後速やかに提出すること。）

8 成果品

受託者は、上記「5」の成果品として、研修で得られた成果をまとめた成果報告書を提出する。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、法令等に特別な定めがある場合を除き守秘義務を負う。このことは、本事業が終了した後も同様とする。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、福島県情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。
※ 福島県情報セキュリティポリシーの概要は、県ホームページを参照すること。
- (3) 写真等個人が特定される記録については、当該個人の了解を得た上で記録し、本委託業務以外の目的には使用しないこと。
- (4) 本業務に関する新規作成物については、県教育委員会に帰属するものとする。ただし、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、県教育委員会は使用許諾を与えられたものとする。

10 仕様及び契約の変更等

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議の上、決定するものとする。
- (2) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

11 その他

- (1) 委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存すること。
- (3) その他、事業実施にあたっては県と十分に連携を図るとともに、必要な事項は協議すること。